

所 属	基盤整備部 上下水道課		
担当(係)名	公共下水道	内 線	3157

(款) 8 土木費	(項) 5 都市計画費	(目) (5) 下水道事業費
(明細書事業名) 過疎代行事業費 下水道過疎代行事業		

1 当初予算(要求)額(千円)

1,468,000

2 当初予算(決定)額(千円)

806,000

(前年度1,424,200)

【財源内訳】

国庫 県債 一般財源 その他

422,200 147,000 165 236,635

3 事業概要

財政的・技術的な問題から下水道に着手できない過疎町村に代わって下水道整備を促進するため、下水道事業(根幹的施設の建設)を実施する。

4 施策の効果

過疎代行事業の状況

年度	町村数	事業費(千円)
10	9	3,009,200
11	9	2,679,400
12	8	2,957,400
13	8	1,850,400
14	4	1,305,200

平成13年度に根尾村、上之保村、荘川村、久々野町の事業が完了し供用開始しています。

平成14年度には、朝日村の事業が完了し供用開始します。

5 要求の内容

対象町村 3町村 上矢作町、小坂町、白川村

6 用語の解説

過疎代行事業 過疎地域に指定された市町村が実施する公共下水道のうち、過疎町村に対する財政的及び技術的支援を図るため、都道府県が市町村に代わって行うことができる「過疎地域活性化特別措置法」が改正され、平成3年度から県による過疎町村の下水道建設事業の代行が可能となった。
また、平成7年度から指定要件が緩和され、さらに平成9年度からは水質保全をより一層図るべき地域要件を追加するなど、対象範囲が拡大された。
平成12年度からは、従前の法律に替わって「過疎地域自立促進特別措置法」が制定され、旧法と同様の施策が継続可能となった。

15ヶ月予算 経済情勢に配慮するため、14年度補正予算と15年度当初予算を一体的に編成する予算

7 決定内容

決定額 806,000千円

事業早期着工による事業促進のため、平成14年度国補正予算662,000千円については、15ヶ月予算の考え方により、14年度3月補正に計上した。